

## EC・バルニエ委員からのレターの概要

- ESMA から EC への日本に関する技術的助言の提出期限を、(6 月 15 日から) 本年 9 月 1 日に延長した。
- ESMA に期待されていることは、技術的な分析を EC に提出することであり、同等性の評価に責任を持つのは、EC である。
- 同等性評価に当たっては、EC は個別ルール毎の比較は行わず、規制の効果に着目して実施することを確認する。日本の法令・監督上の枠組みを包括的に理解するために、金融庁と緊密に連携していく。
- EC が行う同等性評価は共通の国際原則(特に、CPSS-IOSCO の FMI 原則)と完全に整合的である。
- 規制の抵触・不整合等を避けるために、お互いの規制や監督に依拠するという目的を共有しており、EMIR における第三国に関する枠組みはこの目的を達成することをまさに目指している
- 我々は、現在の不確実性やそれが店頭デリバティブ市場の機能に与える影響を制御し減らすために、同等性評価の結果が出るまでこれまでの業務継続を認めるといった短期的な緩和策を提案している。例えば、本邦 CCP が本年 9 月 15 日までに、ESMA に認証申請をした場合、ESMA がその決定を下すまでの間、欧州の清算参加者にサービスを引き続き提供することができる。